

令和5年3月28日

適格請求書発行事業者の登録について

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、所管税務署長に申請及び登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等の保存が必要となります。

当センターにおいては所管税務署長へ申請を行い、次のとおり適格請求書発行事業者として登録手続きが完了しておりますので、お知らせいたします。

【登録番号】

T 8 0 2 0 0 0 5 0 1 0 2 5 8

【氏名または名称】

公益財団法人川崎市シルバー人材センター

【登録年月日】

令和5年10月1日

【本店または主たる事業所の所在地】

神奈川県川崎市川崎区堤根34番地15

公益財団法人
川崎市シルバー人材センター